

第27回岩手県環境審議会

日 時 平成25年7月19日（金）13時30分～
場 所 サンセール盛岡 1階 ダイヤモンド

1. 開 会

○工藤企画課長 ただいまから第27回岩手県環境審議会を開催いたします。

ご出席いただいている委員の皆様は、委員及び特別委員総数31名のうち、本日25名のご出席でございまして、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会におきましては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

2. あいさつ

○工藤企画課長 では、始めに風早環境生活部長よりご挨拶を申し上げます。

○風早環境生活部長 皆さん、こんにちは。この4月から環境生活部長になりました風早でございます。審議会委員の皆様方には日頃から県の環境行政の推進につきまして、多大なご支援、ご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。また、本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の内容につきましては、それぞれ部会でご審議をいただきました事項をご報告させていただきますほか、事務局から平成24年度環境基本計画の進捗状況、災害廃棄物処理の現況、放射線影響対策に関する取組状況、そして産業廃棄物の最終処分場の場所の選定についての経緯などをご報告することとしております。

限られた時間にはなりますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見を頂戴いただければと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

○工藤企画課長 続きまして、議事に入ります前に、今回市原委員の辞任によりまして新委員を任命いたしましたので、ご紹介させていただきます。岩手県森林・林業会議理事、鷹觜紅子委員でございます。

それから、出席者名簿の訂正がございます。関係行政機関特別委員、一番下の欄でございますが、東北地方整備局企画部長様の代理ということで高橋様が掲載されておりますけれども、本日都合によりまして広域計画課長補佐の吉田良勝様の出席となっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 部会報告

- (1) 自然・鳥獣部会報告について
- (2) 温泉部会報告について

○工藤企画課長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきたいと思います。部会報告でございます。

議事の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定に基づきまして会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は大塚会長にお願いいたします。

○大塚会長 大塚でございます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

環境の問題は、震災後どちらかというところちょっと陰に隠れたようなところもございますけれども、岩手県におきましては、環境基本計画に基づきまして粛々とその行政も行われているところでございます。本日、特に議題はございませんけれども、部会報告2件、それからその他が4件ございます。進行にどうぞご協力の程、よろしくお願いいたします。それでは、座りまして進行させていただきます。

それでは、次第の3番目でございます部会報告から入らせていただきます。

環境審議会条例第8条第3項の規定によりまして、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとされている事項がございまして、本日はその審議結果について報告するというものでございます。

それでは、(1)にございます自然・鳥獣部会、青井部会長様から自然・鳥獣部会報告をお願いいたします。

○青井自然・鳥獣部会長 自然・鳥獣部会長の青井でございます。自然・鳥獣部会の報告事項は1件でございます。

資料No.1をご覧ください。自然・鳥獣部会では、第11次鳥獣保護事業計画、第3次ツキノワグマ保護管理計画及び第3次カモシカ保護管理計画の最終案につきまして、平成25年3月4日付で諮問され、審議をしております。これらの3つの計画は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきまして、計画策定に当たり自然環境保全法の規定により置かれる審議会、その他の合議制の機関の意見を聞くこととされており、部会の意見を求められたものでございます。いずれの計画も平成25年から平成28年までの4カ年を対象としております。審議の結果、本

計画につきまして原案を認める旨の答申を行いました。

また、なおこれに先立ちまして計画のパブリックコメント案につきましても平成24年12月21日付で諮問され、原案を認める旨の答申を行っております。

計画の詳細等につきましては、配付資料をご覧ください。

以上で自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○大塚会長 ありがとうございます。ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

○吉田特別委員 ちょっとこの部会報告に直接は関係ないのですが、よろしいでしょうか。

現在、東北農政局といたしましては、鳥獣害被害対策で、特に岩手県の場合シカとツキノワグマということで特定鳥獣保護計画を立てていただいているのですが、東北全体を見渡しますと南奥羽地域でサル、あと東北南部の福島とか宮城の南部ではイノシシが多くおまして、日本全国で見ますとイノシシの被害が相当大きくなっているという事実がございます。それで、そういった対策をどうしていくかということではあるのですが、今イノシシは東北の南部地域でとまっているとはいっても、最近一関周辺とか、宮城と山形の県境にも出没しているというようなことがありまして、イノシシの保護管理計画というのは平成17年のとき9県でしか作っていなかったのですが、その7年後の24年には36府県ということで、相当作っているところがございます。もう作っていないところはほとんどないという感じになっておりまして、今確かに岩手県は顕著な状況にはなっていないのですが、今後考えていきますと、やっぱり鳥獣保護管理計画とか、市町村では防止計画というのでも定めていただければなと思っています。ただ、それが定まるのを待っていますとイノシシがいつの間にかふえて、闊歩して歩くようになってしまうというような気がしておりますものですから、農政局としては行政機関の人、あと鳥獣アドバイザー、JAとかいろんな方々を集めたネットワークを作って対策を急いでいこうと思っておりますので、一応我々の危機意識と取組についてご報告させていただきたいと思えます。御清聴の程、ありがとうございます。

○大塚会長 ありがとうございます。イノシシが本県においても宮城県との県境あたりで出没して確認されているということで、農政局様からそういった発言ございましたけれども、これに對しまして何か県から特にコメント等ございますでしょうか。

○風早環境生活部長 ご意見ありがとうございます。新聞紙上等でもご案内しておりますが、ご指摘のとおり宮城県境との間を中心に、やはりイノシシというものの被害が出始めております。当然シカとかそういう動物についても南を中心に広がってきたというような経緯がございます。

すので、県としても引き続きこの状況を注視しながら、また、農作物被害等も少しずつ出始めておりますので、このあたり県の農林水産部等とも連携をしながらきちっと注視していきたいと考えております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他に何か発言ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、自然・鳥獣部会の報告については以上にいたします。

続きまして、2番目の温泉部会報告につきまして、宮本温泉部会長職務代理者から報告をお願いいたします。

○宮本温泉部会長職務代理者 温泉部会長職務代理者を務めております宮本でございます。本日部会長は所要により欠席しておりますので、代わりに部会の結果について報告させていただきます。

それでは、資料No.2をご覧ください。今回報告するのは、平成25年2月8日の審議結果についてであります。

初めに、温泉掘削許可申請案件でございますが、有限会社民宿ごいし荘、大和田耕蔵、整理番号1-1について諮問があり、その内容を検討したところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

次に、動力装置許可申請案県についてでございますが、株式会社新鉛温泉、代表取締役、清水俊明、整理番号2-1について諮問がありました。その内容を検討しましたところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので、許可相当と答申しております。

温泉部会からの報告は以上です。

○大塚会長 ただいまの部会からの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 それでは、温泉部会からの報告を終わらせていただきます。

4. その他

- (1) 平成24年度環境基本計画の進捗状況について
- (2) 災害廃棄物処理の現況について

(3) 放射能影響対策に関する取組状況について

(4) 災害廃棄物最終処分場の整備について

○大塚会長 それでは、次第の4、その他に移ります。

ここでは事務局から諸般の報告、説明などを受けることになっておりますけれども、1番目としまして平成24年度環境基本計画の進捗状況につきまして説明をお願いいたします。

○工藤企画課長 環境基本計画の進捗状況についてご説明をいたします。資料はNo.3—1及び3—2でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、この資料No.3—1、平成24年度の環境基本計画の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況についてという資料でございますが、平成23年度の報告は本年の2月に行ったところでございます。今回は年度の早目ということで、この7月に行わせていただきますものですが、中身を見ていただきますとおわかりのとおり、未集計というものが若干ございます。統計の関係上、どうしてもまだ今の時期には数字が出ていないものがございますものですから、今回の報告につきましては、中間報告あるいは速報といった形でご理解いただければと思っております。この進捗状況については、最終的には年度末に環境報告書に記載する形式をとっており、毎年作成しているものです。

では、まず概況についてご説明をいたしたいと思えます。1ページ目の真ん中のところに表がございますけれども、この表は全体を表している表でございます。この環境基本計画では7本の政策、ローマ数字でIからVIIまでございますが、この7本の施策の柱において数値目標数が全部で87ございます。数値目標を定めていない指標が5つございますけれども、数値目標を定めているものが87ということですので。これらの数値目標の平成24年度における達成状況、すなわち標準到達レベルに達しているものが39、それに達していないもの、順調にいったいないものが34で、まだ未確定というものが14という状況でございます。これを施策の方向別に見ますと、特に到達度の高い分野としますとIVの安全で安心できる環境の確保、それからVIの環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進といった部分でございます。一方で到達度の低い分野というのはII、V、VIIというふうになっておりまして、標準到達レベルに達していない目標が多いということになります。

この標準到達レベルというのは、ちょっとわかりにくいものですから、簡単にご説明いたしますと、3ページをご覧いただきたいと思えます。3ページの表の中にNo.5として、いわて地球環境にやさしい事業所認定数というものがございます。これを例にご説明いたしますと、平成21年

度という基準年次で159事業所あったものでございますが、目標が平成27年度で220ということで、毎年10事業所ぐらいつつ増やしていくというふうな目標でございました。そうしますと、平成24年度というのはちょうど中間でございますので、半分まで到達していれば大体良いということで、一番右側の標準到達レベルが50%というふうになっております。24年度の数字は194事業所ということで、これを到達度に見ますと、計算式は27年度の目標値220から21年度の基準値159を引いたものを分母といたしまして、24年度の現状194から21年度の159を引いたものを分子といたします。そして計算した結果は57.4というような結果になります。従いまして一番右側の標準到達レベルよりも、そのすぐ左の到達度が上回っているものが順調な進捗になっているというようなことです。逆に、その上のエコスタッフ認定者数の到達度は、26.0になっておりますけれども、これは標準到達レベル50%を下回っています。こういったようなものがいまいち伸び悩んでいる指標という考え方になっております。このような見方をしていただければと思います。

それを集計したものが、1ページに戻っていただきますけれども、先ほどの真ん中の全体の集計表という形になります。

では、それぞれの施策の柱ごとに内容をかいつまんでご説明いたしたいと思います。まず、2ページのところでございますが、施策のⅠ「低炭素社会の構築」をご説明する前に、こちらの項目というか、書き方を説明させていただきます。低炭素社会の構築という目標、施策の柱がございまして、まず24年度にどのような事業あるいは取組を実施したのかという実施状況を記載しております。その次に、先ほどの指標の一覧表を記載しておりまして、その次に3ページの一番下のほうになりますけれども、森林吸収による二酸化炭素吸収対策の推進と、2つ目の項目について取組状況をお示しして、指標を提示すると。3番目として、4ページになりますけれども、その他の温室効果ガス排出削減対策の推進という柱立てがございまして、指標としてフロン類回収量の報告率というふうな記述になっております。最後にこの低炭素社会の構築という分野の主な課題と今後の取組という形で記述をさせていただいております。以下、Ⅱ番目からⅦ番目までの施策については全て同じスタイルで記述させていただいております。

2ページにお戻りいただきまして、二酸化炭素排出削減対策の推進でございますが、まず最初の丸でございまして、環境基本計画の柱に沿いまして省エネの家庭部門の取組が記載されております、地球温暖化防止活動推進センター云々と。その次のところでは、省エネでも産業とか事業所部門の取組、エコスタッフの養成、それからいわゆる地球環境にやさしい事業所の認定といった取組を記載しております。その次に地域型復興住宅、これも家庭部門の取組になります。その下でございまして、公共交通の利用促進、減クルマチャレンジウイーク等の、いわゆる交通部

門の取組について記載しております。これが丸で言うと3つぐらい、エコドライブですとか交差点における混雑多発箇所の解消・緩和。そして、その次からが今度は再生エネルギー関係でございますが、県の補助事業、普及啓発等の実施と云々ということで、太陽光発電、あるいは防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入、大規模太陽光発電の調査、あるいは小水力といったものが記載されております。あと、木質バイオマスについても取組を進めております。最後の丸のところでは、いわゆるまちづくりの関係でございますけれども、岩手型住宅といった形で次世代省エネルギー基準を満たすというようなものの建設促進を行ってというような取組を記述しているところでございます。

3ページに参りますけれども、先ほどの指標の到達状況でございますが、これもマルバツとかで記載しているのがわかりやすいのかもしれませんが、到達目標等を達成している指標といたしますのがNo.3、5、9、12、13、14、17、18となります。一方で到達レベルに達していないという指標がNo.4エコスタッフ、7エコドライブ、8の再生可能エネルギーの導入割合、それから10、11、ペレットあるいはチップの利用量、そして15番の混雑多発箇所の解消・緩和率といったものが目標に達していないということが明らかになっております。

続いて、3ページの下のほうでございますが、森林吸収による二酸化炭素吸収対策、これはいわゆる森林整備等の話でございますが、丸の2つについては森林整備の話、4ページに参りますが、4ページの一番上のところにつきましては木質バイオマスの木材資源の活用といった取組を行っているというものでございます。指標につきましては、No.20の指標の到達度が標準到達レベルに達していないというような状況になっております。

3番のその他の温室効果ガスにつきましては、フロンの適切な回収と、そのための講習会の開催等々でございますけれども、これについては特にまだ未確定でございますので、到達度について判断しておりません。

こういった現状あるいは指標等を踏まえまして、今後の主な課題と取組について記載させていただいたのが4ページの下のほうでございます。まず、省エネ活動に対する県民の意識というものはある程度定着してきているのですけれども、家庭部門と業務部門においては二酸化炭素排出量がやや増加傾向にあるものですから、こういった部分を中心にした普及啓発の活動、それから事業所に向けた活動といったものと同時に、再生可能エネルギーの導入そのものを促進していきたいということを記載させていただいております。

それから、丸の2つ目でございますが、防災拠点における再生可能エネルギーの導入といったものを県の基金を活用して今実施しておりますし、それから大規模発電施設の立地に向けたマッ

チング等を実施していくこととしております。

丸の3つ目でございますけれども、これは市町村への支援という形で、市町村が行おうとしている自立・分散型エネルギー供給体制の構築、これを積極的に支援していくということを考えております。

それから、下から2つ目、3つ目でございますが、森林の公益的機能の維持、増進という観点から、間伐等の適切な森林整備を行っていくというようなこと、そして最後でございますが、フロンの回収の報告率を向上させていくというようなことを記載しております。

続きまして、第Ⅱの柱でございますが、循環型社会の形成ということでございます。実施状況の欄をご覧くださいますと、1番としまして廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進という項目になっております。この到達度をあらわす表を見ていただくとおわかりのとおり、標準到達レベルに達しているものがNo.24の「県民1人当たりのごみ排出量」のみでございます。それ以外は残念ながら未到達ということになっております。しかし、現状の平成24年度の実績を記載している欄をちょっとご覧いただきたいのですが、あえてH23というふうに記載しております。これは、どうしても統計の関係上、今段階で出せるものは1年遅れの指標になるということで、平成23年度、すなわち震災直後の影響が一番大きい部分がここに出てきたものと考えられます。

裏面の6ページでございますが、廃棄物の不適正処理の防止等という項目でございます。指標につきましては3項目ございますけれども、3項目のうち2項目までが到達度100%を超えているということで、比較的順調な進捗というふうに判断できるところでございます。

主な課題と今後の取組でございますけれども、第1の項目でございますとおり、引き続き県民への情報提供ですとか3Rに関する普及啓発といった部分に取り組んでいくというものでございまして、先ほどの指標が非常に芳しくないものにつきましては、震災の影響をもろに受けた部分というのが解消されていきますので、比較的改善されていくのではないかなと考えております。

それから、下から2つ目の原子力発電所事故により放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥、ほだ木等の農林業系副産物が現在、大量に存在しておりまして、その対応を促進していくというようなことを記載させていただいております。

続きまして、7ページでございます。Ⅲ「自然共生社会の形成」ということで、項目としましては「豊かな自然との共生」ということでございます。指標につきましては、順調に推移しているのがNo.37、38、41というところでございます。到達レベルに達していないものもNo.36、40、42という形で、拮抗しているような状況でございます。

それから、2つ目の項目としまして「自然とのふれあいの推進」というものでございまして、これは裏面のほうになりますけれども、指標的に見ますとNo.43の「ビジターセンターの利用者数」は非常に到達度高いという状況になっております。一方で、No.45の県立広域公園利用者数については非常に低いというようなこともございまして、必ずしも順調というばかりではないということになっております。

それから、3番の「森林、農地、海岸の環境保全機能の向上」でございまして、指標のほうに参りますとNo.46～48まで森林面積等々の指標がございまして、到達度がやや100%には到達はしていないのですけれども、ぎりぎりというところで、それほど悪くないのかなというふうに考えております。

ただ、一方で主な課題と今後の取組のところに記載しておりますが、シカによる農林業被害が非常に増えておりまして、最近では国定公園等の植生にも影響を与えているというような報告もありますものですから、そういった部分について重点的に対策をとっていく必要があるというようなことを記載させていただいております。

9ページに参りまして、IV「安全で安心できる環境の確保」でございまして。こちらは実施状況、最初に1番として「大気環境の保全」ということで、NOXですとか有害大気汚染物質の環境基準といったものはいずれも100%を超えていると、問題ないというような状況でございまして。それから、2番の「水環境の保全」につきましては、指標の欄を見ていきますとNo.57、58については100%という状況でございまして、No.56の未処理家庭雑排水量の到達度については若干低い状況になっております。なお、この注1、注2のところに記載しておりますとおり、陸前高田市、大槌町については資料がなくなっている部分がありますので、その点をご留意いただきたいと思っております。

10ページに参りまして、3番の「土壌環境及び地盤環境の保全」につきましては、到達度は良好な状況でございまして。

4番、「化学物質の環境リスク対策の推進」につきましては、4つある指標のうち順調に推移しているものが3つという状況でございまして、企業からの環境報告書の作成というものについてはまだ未到達という状況にございまして。

それから、5番目、「監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応」ということでございまして、ここは3項目ございまして。特にNo.64—2、64—3というのは、昨年度追加した放射性物質関係の指標でございまして、いずれも100%というふうな状況になっております。

それから、6番の「環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進」については、特

に指標は設定していないというものでございます。

11ページに参りますが、主な課題と今後の取組でございますけれども、丸の1番目、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5について監視等々を実施するといった部分がポイントになることと思います。それから、最後でございますが、放射性物質汚染対処特別措置法等による除染の取組というものもポイントになろうかというふうを考えているところでございます。

続きまして、12ページになります。第Vの柱である、「快適でうるおいのある環境の創造」でございます。これは2つの柱に分かれまして、まずは第1番目の「快適でやすらぎのある生活空間の保全と創造」でございます。No.65から70までの指標がございますけれども、100%を超えているものがNo.65と68、いわゆる到達レベルに達していないというものがそれ以外の指標ということになります。これにもNo.67のところに注がございますけれども、やはり陸前高田市及び大槌町で資料把握が困難ということでございまして、ご留意いただきたいと思っております。

2番目の部分でございますが、「歴史的文化的環境の保全」というものでございます。指標としては2つございますけれども、No.72の登録有形文化財（建造物）登録件数については、到達度が標準到達レベルの50%に達していないという状況にございます。

主な課題と今後の取組でございますけれども、ちょっと表現がおかしくなっておりますが、木質バイオマスコーディネーターによる技術指導等を「支援しました」ではなくて「支援します」に修正をいただきたいと思っております。課題と今後の取組でございますので、過去形というのはおかしいということで、修正をいただきたいと思っております。

長くなってまいりましたけれども、13ページでございます。VI「環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進」という施策でございますが、1番目の項目としては「環境学習の推進」でございます。まず、表をご覧くださいますとNo.73～76まで4つの指標がございますが、このうち3つが標準到達レベルに達していると。地球温暖化を防ごう隊実施学校数につきましては、先ほども出てまいりました（再掲）の指標でございます。まだこれもなかなか到達していないということになります。

2つ目の項目「環境に配慮した行動・協働の推進」としてはNo.77から79までの3つの指標がございます。到達度を見ますと、標準到達レベルに達しているのがNo.77とNo.79ということで、No.78につきましては、先ほども出てまいりました環境報告書の作成という再掲の指標になります。

3つ目の項目、14ページでございますが、「県域を越えた連携、国際的取組の推進」というものがございます。これは特に指標を設定しているものではございません。

主な課題と今後の取組につきましては、丸の1番目でございますが、県民の環境問題に対する

関心は高いのですが、具体的な行動には必ずしも結びついていないといったことがございますので、環境学習交流センター等々を通じまして、一層の動機づけにつながるような環境学習機会の拡充といったものが必要と判断しているところでございます。

最後でございますが、15ページの、Ⅶ「環境を守り育てる産業の振興」という施策でございます。項目としては3つでございますが、1番目の「環境関連産業の振興」ということで、No.80、81の指標でございますが、いずれも標準到達レベルには達しているというような状況でございます。

それから、2番の「自然共生型産業の振興」ということで、内容的には農林水産業がメインでございますが、一番下のところに観光のものもございます。指標としましてはNo.82から裏面のNo.92まででございますけれども、No.82の「環境保全型農業実践者数」の到達度だけが標準到達レベルに達しておりまして、No.83以降については非常に伸び悩んでいるという状況でございます。

裏面に参ります。3番の「環境に関する科学技術の振興」ということで、こちらには指標はございませんが、環境保健研究センター、大学等との共同研究、あるいは工業技術センター、農業研究センター等々での研究といったものが進みつつあります。

主な課題と今後の取組でございますけれども、特に丸の2つ目のところでございますが、体験型教育旅行実施学校数が震災の影響もありまして落ち込んでおりますので、震災前の水準に早期に回復を目指すといったもの等がポイントになるかと思っております。それから、下側のほうでございますけれども、下から2つ目、県産材の利用を促進するためということで、いわて森の棟梁の育成に取り組む、あるいは木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組むといった部分がポイントになるかと思っております。

17ページ以降につきましては、平成24年度の環境関連事業の県の事業の実施概況というか、予算額を記載しております。これは参考までということで、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上でございます。

○大塚会長 環境基本計画の平成24年度の進捗状況について、ただいま報告、説明ございましたけれども、内容につきましてご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○坂下委員 目標の指標名というか、No.9の住宅用太陽光発電設備導入数のところは、基準年次が平成21年ということになっておりまして、基準年が震災前ということになります。我が家もそうなのですが、太陽光発電をつけていて、震災で流された部分を含めまして、そのカウントが現状に反映されるような現状の数値になっているのかどうかを確認したくて質問しました。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 この住宅用太陽光発電設備導入数の基準年次以降のカウン

トにつきましては、国の住宅用太陽光発電設備導入に関する補助制度を執行している一般社団法人太陽光発電協会が、その補助金実績を件数としてカウントし、公表しておりますので、件数を導入数としてカウントしております。

○坂下委員 我が家も一応、平成21年度よりも大分前に補助金を使って導入させていただいておりました。そうしますと、沿岸地区の太陽光発電導入を震災前に既に行っており、流されてしまった家屋も補助金の数でカウントされていて、なくなった分は恐らく除外していない状況なのだと思います。なので、現実の数値とすれば恐らくこれより低い達成率になるのではないかなというところを頭に入れていただければと思います。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 ご意見ありがとうございます。その辺については検討させていただきます。

○大塚会長 他に。はい、どうぞ。

○永田委員 7ページのところに、丸の2つ目のところにイヌワシの繁殖支援や希少植物の盗採防止活動と記載されていますけれども、6月23日ですが、早池峰山で希少植物の代表とも言えるトチナイソウという植物が盗掘されました。そのトチナイソウというのは全国的にも非常に少ないもので、しかも登山道沿いにあって、登山者が見られるというところは恐らく唯一のところではないかと言われていまして、いつ盗掘されるかわからないということで、私も所属している早池峰グリーンボランティアの人たちが盗掘する人がいないか、小田越コースの5合目付近で2時間も3時間も監視をして見守っております。6月23日の午後3時ごろまで見ていた時には異常がなかったのだけでも、次の日朝早く巡視員の方が行ったら盗掘された跡があったということをお聞きしました。保護課としてはそれに対して、どのような対応をされたのかお聞きしたいと思います。

○長坂自然公園担当課長 そういった情報はいただいておりますが、具体的な対応についてはとっていない状況ですので、今後更に検討して参りたいと思います。

○永田委員 登山口で全国からお見えになる登山者の様子を見て何年か経ちますけれども、去年、一昨年ごろからトチナイソウはどこにあるのですかというふうな聞き方をする登山者が出てきまして、危険だと言っていたのですけれども、インターネットでちゃんとGPSまで使ったような記事が載っているようで、しっかり目的の場所まで、初めて登山したのに見つけて写真を撮る人が増えたのも事実ですけれども、いつか盗掘されるのではないかとグリーンボランティアの人とか保護管理員さんなどは心配している状況です。それで、そこは本当に登山道の際なのですが、その先を見るとそこにもあるのがわかります。ですので、今回起きたようなことは今

後来年もまた増えていかないとは言えませんので、しっかり対策を考える必要があると思いますので、よろしくお願いします。

○長坂自然公園担当課長 貴重なご意見ありがとうございました。管理員のパトロールのほうも強化していきたいと考えていますので、今後とも情報の提供をよろしくお願いいたしますと思います。

○大塚会長 それでは、対応についてご検討をよろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

○竹原委員 今の話の続きとといいますか、実は複数の団体から小田越の県道の廃止というものが要望というか、県議会等に出されておりまして、それも以前からあそこの県道が開通した段階から既に問題があるということ、再三にわたって廃止の要望をしているのですけれども、全く対応していただけていません。廃止とといいますか、自動車の乗り入れの禁止等を提出しているのですけれども、県土整備部のほうではそれに対して対応されていないということで、106号線の複線化、バイパス化が今後10年以内に完成されることを前提に考えれば、小田越の県道は廃止、歩道化を進めていただきたいと。それによって大型の盗採に関しては、少しでも止めることができるだろうというふうに思われますので、こういう機会でなかなか言う機会がなかったのですけれども、やはり国定公園の希少野生動植物を守るためには道路の方まで関わっているのではないかとこのように思っております。これは、まず今の続きの話です。

あと、8ページのほうの震災に関するその後の復旧に関してなのですけれども、8ページの中ほどにある津波による被災した農地海岸保全施設の復旧に取り組みましたということなのですが、このタイトルが特に海岸の環境保全機能の向上ということで、保全機能の向上に対して果たして保全施設の復旧が向上に対して十分働いているかどうかということが検証されないまま、要するに防潮堤工事が始まってしまったということで、この項目はここには非常に私としては不具合といたしますか、実態と合っていないのではないかと思います。これは、あくまでも次の9ページ以降の安全で安心できる環境の確保という方になってくるかなというふうに思っております。

その前の7ページのところに広域振興局による公共事業に関わる検討委員会を設けて、助言を受けて希少野生動植物の保全対策を実施すると記載されているのですけれども、現実問題は全くされていないという現状がありますので、取り組みましたとか努めますというのが結果が出ていないというのが現状だと私は認識しています。なぜこのことを言っているかという、平成22年に国際的な生物多様性条約を名古屋で国が上げて、検討して、日本は率先的に世界の中でも生物多様性を前提とした環境整備を行うということを宣言したにもかかわらず、国全体が全くそれに対応していないという、国家戦略をつくっておきながら特別それに目指したものをやられていな

い。まして、岩手県では名古屋から遠く離れて、岩手県の代表もその会議には数名は参加したのだろうけれども、それを受けた戦略等も県の中でも立てられていないという現状ですので、その辺をトータルで見ると自然共生社会の形成の中において、生物との共生に対する積極的な姿勢は見えてこないというか、後ろ向きな姿勢しか今のところはないというふうに思われています。いろいろ話をしましたけれども、国家戦略が出されて以降の話もこういうところに少しでも加えていただいて、先進県になっていただきたいなというふうに思います。

○工藤企画課長 記述の話でございますが、確かに違和感のある記述というのはこの箇所に限らず、他にも若干見られておりますので、年度末に発行する環境報告書の時までには再度記述の中身を再検討というか、吟味させていただくとともに、できるだけ自然共生社会の形成ですとか、あるいは森林、農地、海岸の環境保全機能の向上といった項目に沿った内容という形で考えさせていただきたいと思います。

○大塚会長 あと、前半部分の永田委員の発言に関連してあった発言につきましては、何か特にございますでしょうか。

○風早環境生活部長 ご指摘いただきました道路の件につきましては、今保護すべき権益というのは1つではないわけです。実際には生活道として住民の方が使っておられるという状況もありますので、そういったところも含めて、道路の管理をしています県土整備部のほうとも今後こういうご意見あったということはお伝えしながらご連絡していきたいというように思っております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

それでは、中澤委員、お願いします。

○中澤委員 5ページの循環型社会の形成の指標のところはかなりネガティブな結果が出ているのですが、この結果というのは災害廃棄物等の影響があるのかどうかという、そういうことでちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、そういう観点からこの指標をどう評価するかということ、もしわかりましたら教えていただきたいです。

○大泉資源循環推進課総括課長 まず、一般廃棄物の最終処分量が増えているということで、これはいろいろ調べてみますと、特に県南部の一関、奥州等の市町村で3.11の後の4月上旬の大きな余震等ございましたけれども、あれの際に各一般家庭の例えばブロック塀ですとか、そういうものなどがかなり倒壊して、住民の方がご自分で市町村の最終処分場等へ持ち込まれた経緯があります。この場合は一般廃棄物扱いというふうな形で、カウントされていますので、そういうものが大きく増えていると考えられます。それから、広大な敷地等抱えている農家等ございますけ

れども、その住民の方々が剪定で庭木の枝切りなどをすると、従来であればこれは野外焼却禁止の例外として認められておりまして、つまり自分たちの庭で焼いていたということですが、そういったものを自粛したような動きもございまして、市町村の焼却施設に持ち込まれた事実などもあります。このような影響があるようでございます。

それから、産業廃棄物の量についても増加しておりまして、沿岸被災地の災害がれき、これは一般廃棄物として補助事業を通じて処理されているわけですが、一部大規模な事業所等のがれき類で補助事業ルートに乗らないものにつきましては、産業廃棄物という取り扱いで計上されていると、そういった影響があるというふうに分析しております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○渋谷委員 2ページなのですが、住宅のエコ建築のところなのですが、沿岸でようやく今、造成が進んで、これから住宅建築が本格化するというような状況があると思うのですが、新築住宅がどんどん増えてくる、あるいは公営住宅の建設が進むという中で、当初の頃はエコ建築とかエコタウンとか、そういう言葉が結構あったのですが、最近ほとんど聞かなくなっているのです。沿岸の新築住宅を作る際にエコ化を進めるということは、将来的にもエネルギーを減らせるし、住民の方の負担も減ってくるというような観点から、これは建築のほうかもしれませんけれども、予算もかかわるお話ですが、支援といいますか、県のほうでどういうふうにお考えになっているかをお伺いしたいと思うのです。

○工藤企画課長 今日には県土整備部の職員がちょっと来ておりませんが、余り詳しいことはわからないのでございますが、県土整備部のほうと連携いたしまして、こういったエコ住宅といいますか、岩手型建築、木材を使いながらも断熱効果の高い住宅というものを促進はしております。ただ、現状申し上げますと、やはりまず住宅を建てるというほうにやや引っ張られているようございまして、必ずしもそういった断熱効果の高い住宅ばかりではないという現状があると聞いております。今後とも県庁内では協力いたしまして、そういったものを進めて参りたいと思っておりますが、まだちょっと力及んでいない部分があるかと思えます。大変申しわけございません。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○高橋温暖化・エネルギー対策課長 今のことについてちょっと補足的なお話をさせていただきます。当方のほうで被災をされた方が住宅を新築なり改修をする際に、太陽光発電を導入する場合につきましてはキロワット当たり、今年度ですと3万円というふうな形の助成をさせていただ

いておりました。そういう観点で温暖化防止なり再生可能エネルギーの導入という形での、エコ住宅的な形での支援という形でもさせていただいているかなと思っております。

以上でございます。

○大塚会長 他でございますでしょうか。どうぞ。

○藤代農林水産部農林水産企画室企画課長 今回のエコ住宅のことにつきまして、エコのところになるかどうかは少し疑問ですが、県産材利用のところについて若干お話ししたいと思います。復興関係の住宅建築に際しまして、1つは木材利用みたいなものを進めておまして、仮設住宅の際には大体今3割程度使われております。また、あと復興住宅等の木造化支援、あるいはエネルギー支援というような形で、県産材利用の場合の支援制度、若干助成するというような制度や、あるいは今年からなのですけれども、地域材を利用してそういう復興住宅を建設される場合に木材利用ポイントというような形で、クーポンみたいなポイントを差し上げまして、地域の農林水産物を利用していただくというような形で、地域材の利用というようなことを今進めているところでございます。

○大塚会長 他にございますでしょうか。どうぞ。

○千葉委員 9ページの水環境の保全のことですけれども、No.57の水道水質管理計画に基づくという部分のところ少し関連すると思うのですが、把握が困難な陸前高田や大槌を除いたにしても、水道供給の部分のところというのは、聞くところによるとまだ仮設住宅のレベルですと本格的な給水管やなんかを布設するのはしばらく時間がかかるというようなお話も聞いています。実際にボランティアなどで入りますと、確かにお水は供給されるようになってきてはいますが、決しておいしいものではない。おいしい水を飲むというのは贅沢ではなくて、基本的な我々の生活の中で大事な部分だと思うのです。このあたりは数字からいうと割合といい数字が出ているのですけれども、その辺の監視ですとか、それから先々の普及をどういうふうにしていくかというのは何かお考えがありましたら少し聞かせていただきたいと思います。

○玉懸環境担当技監兼室長 飲料水の供給につきましては、水道施設が被害を受けたため、現在、浄水施設や管路の再整備を進めており、その間は暫定的な飲料水供給施設で対応しています。水質については、水道法の基準にしたがって管理していますが、水源の変更などにより、水の味や匂いは以前とは異なったものになることがあります。当面、基幹施設である浄水場や幹線水路の整備が先行する形になり、高度処理などは少し後になりますが、段階的に復旧を進めていきたいと考えています。

○大塚会長 それでは、まだもしかすればご意見、ご発言あるかと思っておりますけれども、大分時間

も経過しましたので、今日いただきましたご発言等を反映させながら、25年度の取組を進めていただきたいと思います。

また、冒頭にありましたように24年度の達成状況については、最終的には年度最後に開催される環境審議会で改めて報告があるということでしたので、またその時によろしくお願いいたします。

それでは、その他の2番目でございます。災害廃棄物処理の現況について説明をお願いいたします。

○松本災害廃棄物対策課長 お手元に本日お配りしました差し替え版の方の資料No.4、テーブルの上に置いてあった方の物を使いましてご説明をしたいというふうに思います。大変恐縮ですが、着席して説明をさせていただきます。

資料No.4の説明の前に、県の役割について若干ご説明をさせていただきます。災害廃棄物は一般廃棄物に当たりますので、本来は市町村が処理することが原則となっておりますけれども、先般の東日本大震災津波の被害が甚大で、膨大な量の災害廃棄物が発生したということから、国のマスタープランに基づきまして県が処理計画を策定、それから全体調整をすることとしております。また、独自に処理ができない市町村に対しましては、県が地方自治法の規定に基づき委託を受けて処理することとなっております。具体的には、北から野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町につきまして県が委託を受けて、破碎選別プラントを設置しまして、収集以降の処理を行っております。また、それ以外の市町村につきましても広域処理の調整や、それから処理困難物の引き受け先の確保等について県が市町村と一体となって進めているものでございます。

本日は、災害廃棄物の処理の進捗状況と、それから先般5月21日に第5回岩手県災害廃棄物処理対策協議会を開催いたしまして、災害廃棄物処理詳細計画、最終年でございますので、これを改定いたしまして、国の指導に基づきまして中間目標を設定いたしましたので、その概要につきまして簡単にご説明をいたします。

それでは、資料のNo.4、1番を見てください。処理の進捗状況、平成25年6月30日現在の、これは速報値でございます。多少数字が動いてございますので、恐縮ですが、速報値ということでご理解いただきたいと思います。この表は、市町村ごとに推計量と撤去率、それから処理量、進捗率について整理したものでございます。合計欄をご覧ください。撤去率については95.4%でございまして、5月末に比べてプラスの6.8ポイントの増になっております。処理量につきましても525万3,000トンに対して289万1,127トンということで、全体の55%、やっとならば50%を超えたということでございます。ただ、5月末の進捗率からプラスの6.8ポイントということで、大分進捗

率が進むようになってきたということでございます。

なお、広域処理につきましては全体で18万4,000トン弱でございますが、報道で賑わしておりますけれども、処理量としては全体の6.4%ということで、東京都等他県にお願いしているということでございます。

下のグラフをご覧ください。このグラフは災害廃棄物の種類ごとに発生量と、それから処理量をグラフ化したものでございます。左から柱材・角材、いわゆる木くずでございますが、これについては全体の65%の処理が終了しております。同様に可燃物や、5番目にありますコンクリート殻についても処理量が十分進んできております。これらにつきましては年内に処理が終了するというふうに考えております。残り、不燃系の廃棄物、これが45%、津波堆積物が36%ということで若干遅れぎみでございますけれども、可燃物の処理が進捗するにつれてだんだん不燃系の廃棄物とか津波堆積物のほうに処理の軸足をシフトしてきておりまして、5月末に陸前高田に水で洗う、湿式と言いますけれども、津波堆積物の処理施設が完成しましたことから、概ね全体的な処理の体制が整備されまして、徐々にここら辺のスピードも上がってきているというような状況になっております。

ページをめくっていただきまして、2の処理の見通しでございます。国のガイドラインによりまして、平成26年3月までの処理が目標でありますけれども、計画の改訂に当たりまして今年度の中間点となる9月末の処理目標を設定しまして、進捗を管理することになりました。一番下の表をご覧ください。平成25年5月末の時点で合計48%の処理率でございましたけれども、これを中間目標、9月末時点で72%にしようというのが中間目標でございます。

なお、先ほど6月末現在で55%というふうにお話ししましたが、48%を9月末で72%にするためには、4カ月で24%増ということになりますけれども、4カ月で割りますと1カ月当たり6%を超えれば何とか中間目標に到達するというので、先ほどご説明したとおり6月の処理量が、速報値でございますけれども、全体で6.8%というところまで来ましたので、何とか年度内に津波堆積物も含めて処理については完了できるのではないかなというところまで来ました。そういうような状況でございます。

次のページの3の処理先の調整状況でございますけれども、この表は昨年度末、平成25年3月31日現在で、数字が細かくて申しわけございませんが、昨年度末の残存量321万3,400トンをどのように処理していこうかということでフロー図にしたものであります。下のほうに米印で書いてございますけれども、不燃系廃棄物や漁具・漁網約11万トンについてはまだ処理先がきちんと決まっていないということで、現在この部分について県内あるいは県外の引き受け先との調整を進

めているところでございますけれども、525万トンに対して約98%については行き先が確定しているというものでございます。それで、先ほどの処理率をそのまま維持することによって年度内に処理ができるだろうということになっております。

4番目の処理の課題と対応の方向性でございますけれども、ここに3点課題を並べておりますけれども、いずれにしろスピードアップをして復興資材、津波堆積物のことを復興資材と称しておりますけれども、それを使っていただくこととなりますが、公共事業との関係もございまして、保管場所の確保、それから復興工事との調整というのが必要になって参りますので、それらを進めて、できるだけ早期に処理のみでなくて活用まで終了するように努めていこうということで現在進めております。

以上、簡単でございますけれども、災害廃棄物の処理の現状についてご報告いたしました。

○大塚会長 ただいまの説明につきましてご質問などございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○中澤委員 津波堆積物の処理というのは、復興資材として使える基準をクリアするまで選別等を行ったというのが一応処理ということになるわけですか。

○松本災害廃棄物対策課長 はい、そのとおりです。

○中澤委員 そうやって、実際に津波堆積物を洗浄、選別を行って、どのぐらいの復興資材ができるかというおおよそのデータというものはあるのでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 実はこの処理の推計発生量は、一時仮置き場に保管されている量ではございませんで、最終製品としての量で今推計をしております。よって、この量がそのまま復興資材になるというふうに計算しております。

○中澤委員 公共事業等で復興資材を使ってもらおうということですがけれども、具体的に復興資材を保管する場所の確保というので、例えばどれぐらいのスペースが必要かという、そういう計画をこれから立てなければいけないと考えているのですけれども、実際にどれぐらいのスペースが必要かという、あるいはスピードアップするために今後の課題ということで書かれていますけれども、具体的なそういう計画というのはどのようになっているのでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 具体的設計については今後になります。といいますのは、現在できるだけ使っていただくということを考えておまして、平成25年度内の農林水産部さん、あるいは県土整備部さんの事業とのマッチングをしておまして、それで残った分について保管する必要があるということでもあります。ただ、現実としてもともと一時仮置き場にあるものでございますので、現在保管されているものですから、保管場所が全くなくなるということではございませ

ん。ただ、現在保管している場所についても、例えば公共事業ですぐ使わなければならないというような場所もございますので、そういった場所がどれだけ出てくるかということについては、今後の関係部局との調整で最終的にどれだけの量が残るかということをして現在調整中ですので、その結果に基づいて保管場所の必要な面積がわかってくるということになります。

○中澤委員 そのあたりの一時的堆積場ということで設置した時に、それが復興資材の今度は保管場として転用するというか、そういうことに関しての住民に対する説明というのは、あるいはそういう計画というのが周辺住民に理解されているかということに関してはいかがでしょうか。

○松本災害廃棄物対策課長 そこがまず問題になりますので、できるだけ平成25年度内に活用したいというふうに考えておきまして、沿岸地域だけではなくて、若干距離が離れても使っていただけたところを探しているというのが現状であります。委員お話のとおり、一時仮置き場として貸している、大体が公共用地が多いのですけれども、一部民間の土地もございますので、そこら辺の調整は今後していくということになります。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○佐藤雅子委員 ここで聞きすることなのかちょっとわかりませんが、陸地に上がった津波の堆積物ということは今までのお話でわかるのですけれども、海に流されて、大洋で浮かんでいるというか、沈んでいるというか、そういう津波の被害に遭った、流されたものに対しては国が責任を持って片づけるのか、あるいは県から出たものは県が片づけるのかということをおよそ前から心配していたもので、教えていただければと思います。

○松本災害廃棄物対策課長 現在の状況ですけれども、海にはそれぞれ管理者がございまして。航路を管理しているところ、それから漁港を管理しているところ、それぞれございまして、それぞれの事業でそれぞれの施設の復旧によって発生したものについては市町村と調整をしまして、必要であれば市町村が処理をするというようなことになっています。いずれそれぞれの海洋というか、それぞれの場所の管理者が責任を持って、必要に応じて回収をするということになるものがあります。引き揚げられたものについて災害廃棄物として処理をするものもあれば、独自の事業で処理をされているものもございまして。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

それでは、次の3に移らせていただきます。放射線影響対策に関する取組状況について説明をお願いいたします。

○工藤企画課長 資料No.5に従ってご説明をいたします。

まず、この資料No.5がどのような性格の資料なのかということをお初めにご説明させていただきます。

たいと思いますが、40ページをご覧ください。その他というところになりますけれども、こちらの下の方に原発放射線影響対策本部本部員会議というものが記載されております。40ページの下の方でございます。これは県庁内の関係部局が集まりまして、平成23年の6月ぐらいからずっと本部会議を続けていたものでございますが、一番下のところでございます平成25年6月17日に開催された本部員会議の資料でございます。今回環境審議会にこういった資料を提出するのが適当かどうか、ちょっと悩んだところではございますけれども、環境問題というか、環境リスクの一つでもございますので、ご報告差し上げたほうがいだろうということでお出しするものでございます。

資料No.5の表紙のところに戻っていただきますが、平成25年5月31日現在で県としてどのような取組をしているのか、その結果どうなっているのかというものをまとめた資料でございます。本編と書いてございますが、お渡しはしておりませんが、この他に資料編というものがございまして、これは数字が羅列された資料でございますので、今回は省略させていただきます。6月の本部員会議の後に、これは報道機関にも提供させていただいているものでございます。

内容としましては、1番から6番、放射線量の測定、それから2番、放射線量の低減、それから3番として県産食材の安全確保、4番として子供の健康への影響対策、5番として損害賠償請求の取組についてというようなまとめになっております。

時間も余りございませんので、1点だけピックアップして、2ページのところをご説明したいと思います。2ページの一番下の欄でございますが、【環境生活部】ということで、1番、空間線量率、(1)モニタリングポストによる測定ということで、モニタリングポストという言葉も最近はかなり周知されて参りましたけれども、24時間体制で県内10カ所で空間線量を把握するというような体制をとっているところでございます。県のホームページを見ていただければ、24時間体制で測定している結果がリアルタイムでわかるようなものでございます。

3ページに参りまして、もう一つ測定の中では大きなものがサーベイメーターによる測定でございます。モニタリングポストというのは定点観測みたいなものでございますが、サーベイメーターは持ち運びができる機械でございます。この持ち運びができる機械でもって県内55地点を定点観測しているというようなものでございます。このほかにもホットスポットですとかマイクロホットスポットといったものが生じた場合には、そういった部分を測定するといったものでございます。

そのほか、4ページには降下物あるいは雨、大気浮遊じん、水道水といった形で定期的に測定

をしているというような状況を記載させていただいております。5 ページ、6 ページについては河川、海、それから6 ページについては廃棄物等々についても測定を行っているという状況でございます。

ちょっと時間の関係もあって余り詳しくは説明できませんけれども、以上とさせていただきます。

○大塚会長 ただいまの説明につきましてご質問などございますでしょうか。

○坂下委員 大事な資料、しっかりリスクを把握するためにとということでこういう資料を出していただいたと今お話を伺って、ありがたく感謝しています。といいますのも、やっぱり情報として現状がしっかり把握できていないと情報がひとり歩きしたり風評被害が広がったりということがあるので、すごく大事なことだと受けとめています。

その中で、この放射能に関しては専門では全くないので、もしかすると私の見解におかしい点があれば逆に教えていただければと思って、この場でちょっと発言させていただくのですが、1 つのきっかけは自分の職場の中で、坂下さん、放射能そんなに心配しなくてもいいから、世界にはいろんなところで放射線量を測っていて、震災前にもいっぱい測定されているし、そういうのは通常あることだから、西に行けば行くほど放射線量高いし、心配ないと言われたのです。しかし、よく考えてみると、待てよ、違うと。放射線にも種類がいろいろあって、原発が引き金になって起こされているセシウムだったりとかヨウ素だったりとか、そういうものと通常、日常で使われているX線も余り頻繁に使うとよくないけれども、日常自然界に存在するというか、ある放射線とは別物なのではないかなと普段から思っていたわけです。

それで、そういう思いで今回聞きたいなと思っていたところ、昨日たまたま岩手日報に、題目が「放射線、身近な存在」という表題なのです。それで、中からちょっとピックアップしますと、飛行機内の放射線量が地上の20倍程度、イランの都市ラムサルは平時から毎時30マイクロシーベルト近い放射線量を示すとし、放射線が身近な暮らしの中に存在していることを強調したとか、いかにも放射線は身近な存在だよという内容が大学でやった実験で理解を深めるという内容になっていたわけです。これだけ読むと、そして震災以来放射能や原発をめぐる、国内では賛否両論、多様な情報、意見が飛び交うということで、その意識を知識として深める必要を感じたとは書いてあるのですが、リスクを全く書いていないで、放射線は身近な存在であるというふうな記事にもとらえられる、まして職場ではそういう意識であるということ考えた時に、やっぱり私の認識違いかもしれないのですが、原発で飛散している放射線は普通の放射線とは違ってリスクがあるよということをもう少し啓蒙していかないと、認識の中で違いが起きるのではないかな

と素人ながら感じたわけです。もし私の見解に違う部分があって、逆に放射線はそういう意味でどこにもあるものだからセシウムも安心なのか、そこら辺をちょっと聞いてみたくて。もし私の認識が正しいものであれば、原発の放射線と普段日常にある放射線とのリスク管理の違いはあるよというものをもう少し県民に啓蒙していかないとだめなのではないかなと思って質問させていただきました。

○吉田参事兼環境保全課総括課長 私ども県南で6月には奥州市、今度9月には一関市でそういった啓蒙のセミナーを行うこととしております。その中では、先ほどの新聞と同じように、霧箱というのですけれども、放射線が飛ぶ様子がアルコールを揮発した中で見れるという実験も行います。そして、身近というか、いろんな環境の中に既に原子力発電所の事故以外にも放射線があるということは、それは事実でございます。例えばカリウムというのは人間の体の中にもありますし、環境中によくありますし、食べ物の中にもたくさん入っているのですけれども、あれも放射線が出ております。ただ、私どもが特に注意してお話ししたいのは、既に原子力発電所の事故の前からあったものにプラスして原子力発電所の事故の分が増えるということがあります。リスクということになるとその分が追加になりますので、それについてはよくお話のある年間1ミリシーベルトといったようなことを超えないようにということで、いろんな場面でお話をしておりまして、それをある意味で危険性の判断の基準みたいになっておりますけれども、お話をしております。

ちょっといろんな話になってきましたが、いずれ放射線はこれまで環境中にあったもの、アルファ線、ベータ線、ガンマ線とあるわけですが、それと線種ということであれば変わらないと、原発のセシウムから出るものも同じ放射線であるということです。放射線の種類がそれぞれあって、環境中にも同じようなものは既にあるということだと思います。これからも特にご心配の方が多い県南部の方々を中心に、何を注意すればいいか、どういったことに気をつければいいのか、あるいは安心して食べたり遊んだりできるような環境というのはどういうものかということについていろいろお知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、もし機会がありましたらそういったところにもご参加をいただいて、もっと専門の方がわかりやすくご説明をいたしますので、お聞きになっていただきたいと思います。

○坂下委員 今おっしゃっていただいたことは既に大体わかっている内容だったのですが、私が言いたいのはそこではなくて、だから安心だよというふうに流れてしまう危険性があるので、絶対今の現状は福島を中心として安全な状態でないというのは事実なわけですから、だから今の実験をして安全性を安心させるためにやるもの、かといってリスクだけ、危機感を感じさせるよう

な状況では全くいけないことですが、その安全性だけを伝えていくのではなくて、実際自然の循環の中であり得る放射線量に関しては、それを受けとめてずっと人間がここまで来たわけですから、それは人間の体だって社会としても受け入れながらここまで来て、今回震災を通じて、原発は自然の循環の中ではあり得ないような状況の中で放射線が出てきたり、異常な数値でセシウムが出ている。そこら辺の現状を危機感を持って、安全性を伝える以上に、やっぱりリスクはあるよという部分があるような啓蒙を是非していただければと思います。

○吉田参事兼環境保全課総括課長 今おっしゃるとおり安全だということだけをお伝えするという事は、やはり少し違っているかと思えます。やはり県内においても若干線量が高い地域もありますし、そういったところの除染についても私ども市町村さんの行ういろんな行動について支援をして参っております。それから、安全なレベルですとか例えば安全な食事ですとか、そういったものをお知らせして、それで安全でないものをきっちりと分けてご理解いただくということが大事なのだというふうに考えております。安全だけをお知らせするというのではなく、何を怖がればいいのか、何を怖がらなくてもいいのかということをお伝えしたいと思っております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。

他にもご質問、ご意見あるかとは思いますが、ちょっと終了予定時刻を過ぎておりますので、最後の（４）の産業廃棄物最終処分場の整備について説明をお願いいたします。

○大泉資源循環推進課総括課長 産業廃棄物最終処分場整備についてという資料No.6、1枚物について説明させていただきたいと思えます。

産業廃棄物の最終処分場には、管理型というタイプの最終処分場がございます。これは、燃え殻ですとか汚泥などのようにしみ出してくる水の処理や、あるいは地下水汚染防止措置などが必要とされる廃棄物、そういった廃棄物を埋め立てる処分場でございます。水処理施設や遮水シートなどを備えた処分場でございます。こうした管理型処分場が県内に5施設ございますが、他社から廃棄物の埋め立てを受託しておりますのは実質的に奥州市江刺区にありますいわてクリーンセンターのみでございます。このいわてクリーンセンターの最終処分場でございますが、大震災津波の災害廃棄物、主として燃え殻でございますが、これを10万トン受け入れるということによりまして埋め立て終了時期が早まり、あと8年程度で満杯となる見込みでございます。新しい処分場整備には、用地選定ですとか環境アセスメント、それから建設工事等に最短でも8年程度を要しますので、公共関与による次の処分場整備の基本方針につきまして、昨年外部有識者による基本方針検討委員会でご検討いただき、取りまとめたところでございます。この資料No.6の産業廃棄物最終処分場整備についてと書かれた面には、その基本方針の概略を記載してござい

て、規模についてでございますが、埋め立て所要量を平成32年度で年4.4万トン、容量に換算しますと年4.1万立方メートルというふうに推計をしております、1期分としてその15年分を見込み、66万立方メートル、これは土の分も含まれておりますが、それくらいの処分場が必要だというふうに考えております。そして、今般のような大規模災害などにも突発的な需要にも対応できるように、2期工事、3期工事を可能とする広さの用地、具体的には30ヘクタールから50ヘクタールをあらかじめ確保しておきまして、埋め立て中の処分場の残余容量、これを勘案しながら、時間的に余裕を持って次の処分場の建設ができればというふうに考えております。候補地につきましては、県全域を選定範囲としております。候補地の選定方法でございますが、外部有識者による候補地選定委員会を設置いたしまして、整備候補地を選定することとしております。

裏面をご覧くださいと思います。整備候補地選定イメージと書かれた面でございます。先ほど説明いたしました整備候補地選定委員会でございますが、本日第1回目の委員会が開かれる予定となっております、今後の選定の進め方等についてご審議いただく予定となっております。この委員会での審議結果を基にいたしまして、県及び県が委託した民間コンサルタント会社が具体的な作業を行うこととなりますが、年度内に複数回委員会でご審議をいただきまして、整備候補地選定スケジュールにも記載してございますが、今年度内に数カ所の整備候補地を選定し、来年度にはボーリング調査の結果も踏まえて最終候補地を決定したいというふうに考えているところでございます。

また、この委員会を初めとする県側の検討に加えまして、地域事情に精通した市町村からも様々なご意見を伺うということが大切でございますので、県内市町村長の皆様には基本方針の内容等を説明の上、訪問ヒアリング等へのご協力をお願いしたところでございます。また、県内の各関係団体にも、やはりこの処分場の整備というのは産業廃棄物の適正処理のみならず、県内の経済産業の振興にも寄与するものでございますので、ご説明の上、ご協力をお願いしたところでございます。

以上、早口で申しわけございませんでしたが、公共関与の産業廃棄物最終処分場の整備についての説明を終わらせていただきます。

○大塚会長 ただいまの説明につきましてご質問等ございますでしょうか。

○竹原委員 環境影響評価を多分やるかと思うのですけれども、環境影響評価に関しては、計画が必須的なものになっておいて、複数の箇所から環境影響の一番低いところが最終地になるような方向に今後進んでいくかと思っておりますので、ボーリング調査を行い、最終候補地が決定されてから環境影響評価ということではなくて、ボーリング調査と、特に問題となるのは希少野生動植物

等の調査を含めた上での最終候補地というような格好にならないといけないのかなというふうに思います。基本的にはあくまでも環境影響評価は複数箇所の中で影響が少ない場所というふうに多分なるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大泉資源循環推進課総括課長 先ほど申しあげました候補地選定委員会の中で、これから選定方法ですとか具体的な選定基準というものをご審議いただくことになっておりますが、特に環境影響評価等でこの最終処分場で問題となる要素といたしまして、希少野生動植物の存在あるいは影響があるわけございまして、そういったこともご審議いただけるのではないかとというふうに考えております。それを踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

○大塚会長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

「なし」の声

○大塚会長 先ほどの説明にもございましたように、東日本大震災による津波堆積物、いわゆる災害廃棄物による最終処分のもも出てきていますし、それから原発事故に派生します放射能の影響を受けたもの、そういったものの廃棄物もありまして、県が当初何もない平時において想定していたものよりも最終処分場がかなり逼迫した状態になってきているということで、こういった候補地の選定に早速入らなくてはならないという状況かと思えます。今委員からも発言ございましたけれども、環境影響評価等をきちんと、当然手続は必要ですので、進めていただきながらも、こういった最終処分場の整備については滞りなく進めていただければと個人的には思いますので、よろしく願いいたします。

すみません、ちょっと私の進行の勝手もございまして、予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、本日扱います案件につきましては以上で終わりました。ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○工藤企画課長 大塚会長、ありがとうございます。

5. 閉 会

○工藤企画課長 以上で本日の審議会の全てを終了いたします。今日は野澤委員からエコチャレンジいわて等の資料を提出いただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。